

新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

《新型コロナウイルスワクチン接種について》

《接種対象者全体のワクチン接種（満12歳以上）》：12月20日時点

対象者全体数（①）：87,025人
2回目接種済者数：77,381人（①の88.9%）
1回目接種済者数：77,935人（①の89.6%）

《今後のワクチン接種計画》

○3回目接種（追加接種）について

市では、国の方針に基づき、2回目のワクチン接種から原則8か月以上経過した人を対象に3回目のワクチン接種（個別接種及び集団接種）の準備を進めています。

しかし、厚生労働省から令和3年12月17日付けで通知があり、2回目の接種から8か月以上の経過を待たずに、6か月以上の間隔をおいて3回目の接種を可能とする接種対象者が次の①～④のとおり示されました。

- ①医療従事者等（消防署職員、保健所職員等を含む）
- ②高齢者施設等の入所者及び従事者
- ③通所サービス事業所の利用者及び従事者
- ④病院や有床診療所の入院患者

さらに、上記対象者以外の65歳以上の高齢者への接種については、令和4年2月以降の対応となりますが、自治体の判断で、2回目の接種から7か月以上経過した後に3回目接種ができることも通知されました。

この通知を受け、上記対象者の接種時期等について、今後、花巻市医師会等の関係機関と検討を行い、接種計画の策定を進めて参ります。

なお、上記①～④の前倒し接種の対象以外となる、一般の方への接種券一体型予診票は、接種予定時期のおおむね3週間前に発送します。

▶医療従事者等の接種

12月6日から独立行政法人国立病院機構花巻病院で接種開始。市内で接種を希望した医療従事者等の方々約2,100名の3回目接種を2月上旬までに終える見込みです。

▶国が定める6か月への前倒し対象となる方々（高齢者施設の入居者・従事者等）

2回目接種から6か月以上経過した令和4年1月中旬以降に、接種に係る医療スタッフを確保できた施設から順次、接種開始予定です。

▶一般の方々に対する接種

以下は、現時点での3回目接種時期（8か月以上経過で接種）の目安であり、今後、花巻市医師会等関係機関と協議し、2回目の接種から7か月以上経過した65歳以上の高齢者の方への接種を行うこととした場合は変更となります。なお、64歳以下の接種対象者のうち、上記厚生労働省の2回目接種から8か月以上の経過を待たずに接種可能とする通知に含まれない方についても、8か月以上経過での接種として計画策定しています。

- ・1、2回目接種において最初の対象であった91歳以上の方々については、令和4年1月26日の花巻市総合体育館での集団接種から開始する予定です。
- ・90歳以下の方の集団接種は2月上旬より開始し、90歳以下の方々に対する個別接種は2月中旬から開始する予定です。
- ・基礎疾患を有する方3月下旬から、1、2回目接種において市独自の優先接種としていた方（教育関係者、大学・高校等の寮生、市内観光施設従事者等）は5月中旬から接種開始予定ですが、接種場所については検討中です。

※集団接種において大迫、石鳥谷、東和の各地域においては、医療機関が多くないことから、集団接種の回数を1・2回目接種時よりそれぞれ4回程度増やし、各地域で10～14回程度の集団接種を行う予定です。

※2回目接種時期による3回目接種開始時期の目安は、現時点において次頁のとおりです。

〈参考：前倒しを考慮しない場合の、2回目接種時期による3回目の接種時期の目安〉

2回目接種時期	想定される年齢	3回目接種時期	使用予定ワクチン
令和3年4月～5月	91歳以上	令和4年1月26日～	ファイザー社製
令和3年6月～	75歳以上～90歳以下	令和4年2月上旬～	ファイザー製又は武田モデルナ社製
令和3年7月～	65歳以上～74歳以下	令和4年3月上旬～	ファイザー製又は武田モデルナ社製
令和3年8月～	60歳以上～64歳以下	令和4年4月下旬～	国からのワクチン供給の通知により検討※
令和3年9月～	18歳以上～59歳以下	令和4年5月中旬～	国からのワクチン供給の通知により検討※

※令和4年3月分までの接種については、国から8か月以上経過での接種としてのワクチンの種類、供給量の通知有り。4月以降については通知無し。

なお、3回目の接種終了時期は8月中旬の見込み

○1回目・2回目接種について

▶事情により未だワクチン接種ができていない方

ワクチン接種を希望する方で入院中などの理由により1・2回目のワクチン接種がまだできていない場合は、市コールセンターに連絡をお願いします。なお、1・2回目未接種者への接種期間が令和4年2月28日までから令和4年9月30日までへ延長されました。

市コールセンター：0120-383-225

▶今後12歳を迎える方

今年度12歳を迎える方には誕生日の翌月に接種日程などを記載した予約案内を市から順次郵送します。接種を希望する場合は、市コールセンターに予約をお願いします。

▶5歳から11歳への接種

接種体制、接種方法、ワクチン供給スケジュール等国からの情報を注視し、花巻市医師会等関係機関と協議を進めています。市内対象者は約4,300人の見込みです。

《新型コロナウイルス感染症に関する支援について》

◆花巻市飲食店安心認証店奨励金について（商工労政課：41-3534）

市では、岩手県が実施している「いわて飲食店安心認証」を取得し、利用者が安心して飲食できる環境を提供している市内事業者に対し、市独自の支援策として1店舗につき10万円の奨励金を支給します。

- 【対象】 下記の全てを満たす事業者
- ・花巻市内に本社又は本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業主であること
 - ・「いわて飲食店安心認証」を取得していること
 - ・奨励金受領後も事業継続の意思があること

※ただし、「法人税法別表第一に規定される公共法人」、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っている事業者」、「宗教上の組織若しくは団体」は対象外

- 【支給額】 1店舗につき10万円
※虚偽の申請や不正受給が判明した場合は奨励金支給後であっても返還を命じます

- 【申請等】 所定の申請書兼請求書に下記の書類を添付して令和4年3月25日までに市商工労政課に郵送
- ・「いわて飲食店安心認証」認証通知の写し
 - ・振込先口座の通帳の写し
 - ・個人事業者：本人確認書類の写し
 - ・法人事業者：履歴事項証明書の写し

- 【その他】
- ・岩手県が行う「認証取得事業者支援金」と併用可能
 - ・「いわて飲食店安心認証」を取得済みの市内店舗数 254店舗（12月14日時点）

〈参考〉

○いわて飲食店安心認証について

飲食店が実施する新型コロナ感染対策について、認証制度を設けることにより、利用者に安心して飲食できる環境を提供することを目的に岩手県が実施している制度です。

- 【対象店舗】 客席を設けて食事などを提供する岩手県内飲食店（喫茶店含む）、飲食部門のある宿泊施設等
※惣菜店、仕出し店、弁当屋などの持ち帰り専門店やデリバリー専門店は対象外

- 【認証基準】 手指消毒の徹底、マスク会食、アクリル板等設置（客席間隔の確保）、換気の徹底等 **28項目**

- 【申請手続】
- ①申請書・認証基準チェックシートに記入の上、いわて飲食店安心認証制度事務局に郵送又はファックスで申請
 - ②調査員による現地調査
 - ③認証マークを交付、認証店として公表

【県の支援策等】

- ・いわて飲食店安心認証を受けた店舗（中小企業者が営むものに限る）に1店舗当たり10万円の「認証取得事業者支援金」を給付（地域企業経営支援金の一環として商工会議所を通じて給付）
- ・「いわてGo To Eatキャンペーン」の第2弾として、いわて飲食店安心認証を受けた飲食店で使用できるプレミアム付き食事券「いわての食応援チケット」を発行
※「いわての食応援チケット」は完売済み、利用期間：令和4年1月16日（日）まで
- ・「ワクチン・検査パッケージ」：認証店がワクチン接種歴や検査陰性の証明を登録することで感染拡大地域であっても往来自粛対象から外れ、人数制限が緩和されます。登録には認証店であることが条件となります。
※登録申請先：いわて飲食店安心認証事務局019-613-8723（平日10時～17時）

◆水田作付転換支援事業補助金について（農政課：23-1400）

市では、令和3年産主食用米の価格下落で、経営に大きな打撃を受けている農業経営体が次期作への生産意欲を低下させず、国が進める作付転換を後押しするため、市内農業経営体が主食用米から飼料用米等へ作付転換した場合に、主食用米の生産に比べ経済的に不利にならないよう農業経営体を支援します。

- 【実施主体】 花巻市農業推進協議会
※花農業協同組合、花巻市、岩手県農業共済組合など関係団体で構成し、米の需給調整や振興作物の生産拡大など地域農業の振興を目的とした協議会
- 【補助対象】 市内の認定方針作成者の作成した生産調整方針に参画し、主食用米から飼料用米等へ作付転換（拡大）に取り組む農業経営体
- 【対象作物】 飼料用米・加工用米、ホールクロップサイレージ（WCS）、大豆、子実とうもろこし
土地利用型野菜（えだまめ、キャベツ、たまねぎ、ねぎ、加工用トマト）
市重点振興作物（アスパラガス、ピーマン、りんどう）
※ただし、対象作物を販売していることが要件
- 【対象面積】 次の期間において、主食用米の作付面積が減少した農業経営体で、
①令和3年の対象作物の作付面積のうち、令和2年から令和3年の期間で増加した分の面積
②令和4年の対象作物の作付面積のうち、令和3年から令和4年の期間で増加した分の面積
※いずれの場合も、主食用米の作付面積の減少分を上限とする
※農業経営体の品目ごとに前年産からの増減面積を算定
例） R2：主食用米 10ha → R3： 5ha
R2：対象作物 2ha → R3：10ha } この場合は5haが対象面積
- 【補助金額】 10a当たり5,000円（花巻市農業推進協議会を通じて生産者に交付）
- 【申請方法】 ①各農業経営体は、花巻市農業推進協議会に対して申請書等を提出
②花巻市農業推進協議会は、各農業経営体から提出のあった内容を取りまとめ、市に申請
※各農業経営体は、市に直接申請をする必要はありません

◆花巻市中小企業持続支援事業（地代・家賃補助）の実施について（商工労政課：41-3539）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した市内事業者の固定経費の軽減を図るため、4月から12月まで実施している地代・家賃補助を引き続き令和4年1月から3月まで実施します。

- 【対象】 市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業者で下記の業種に該当する事業者
「小売業」「飲食業」「宿泊業」「道路旅客運送業」「サービス業」「卸売業」など
- 【対象経費】 事業に要する地代・家賃（共益費・管理費含む）
- 【要件】 令和4年1月から3月までの間の、いずれかひと月の売上が前年または前々年同月に比べ30%以上減少している中小企業者
※ 創業から2年以内の事業者は、創業から申請月までのいずれかひと月の売上を直近の月の売上と比較することができます
- 【補助率】 月額賃料の1/2以内（1か月当たり上限10万円）
- 【対象期間】 令和4年1月から3月までの3か月間
（上限10万円×3か月＝最大30万円を補助）
- 【申請方法等】 受付期間は2月中旬から4月上旬を予定しています。
申請方法、申請窓口など詳細については、調整次第お知らせします。

- 【実績】 令和3年度実績
1回目（対象月：4月～6月）：231事業者、2,489万5千円
2回目（対象月：7月～9月）：218事業者、2,303万6千円
3回目（対象月：10月～12月）：77事業者、710万9千円（12月21日時点）

- 〈参考〉 令和2年度実績（2回実施） 507事業者、6,662万1千円
1回目（対象月：4月～9月）：271事業者、3,083万円
2回目（対象月：10月～2月）：236事業者、3,579万1千円

◆第4弾「がんばれ花巻！対象のお店で20%戻ってくるキャンペーン」実績（商工労政課：41-3534）

市では、これまでに3回実施した本キャンペーンが市内の地場事業者に対する支援策として非常に大きな効果を発揮したことから、令和3年12月1日から1月10日まで第4弾キャンペーンを実施しています。

開催期間：令和3年12月1日(水) 午前0時～令和4年1月10日(月) 午後11時59分

内 容：対象店舗でPayPayで支払うと、決済金額の最大20%のPayPayボーナス（ポイント）を付与
PayPay1アカウントに付き
 ・1決済あたり上限：**4,000円相当**（期間中の付与合計上限：**15,000円相当**）

対象店舗：1, 172店舗

実 績（12月19日時点）

決済回数：55, 772回
 決済金額：2億6, 950万円
 （1日あたりの平均決済金額：1, 418万4千円）
 還元額：4, 617万円

その他 第5弾キャンペーン（3月）の実施についても予定しています。

【これまでのキャンペーン実績】

区分	実施期間	決済回数 (1日当平均決済回数)	決済金額 (1日当平均決済金額)	PayPayボーナス 付与合計	対象店舗
第1弾	R2.8.1～R2.9.30 (61日間)	70,234回 (1,151回)	2億7,977万円 (458万6千円)	4,565万円	773店舗
第2弾	R2.12.1～R3.3.31 (121日間)	227,939回 (1,884回)	11億6,222万円 (960万5千円)	1億9,839万円	1,075店舗
第3弾	R3.8.1～R3.8.31 (31日間)	86,357回 (2,792回)	4億1,152万円 (1,327万5千円)	6,570万円	1,171店舗

◆月次支援金（国事業）の申請サポート窓口の実績について（商工労政課：41-3539）

国では令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」）に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等にオンライン申請による月次支援金を給付しており、市では本支援金の対象となる事業者を支援するため、4月～10月分（ただし6月・7月を除く）の申請に対するサポート窓口を市独自に設置しました。

（※経済産業省が公表している「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和にかかる月次支援金の詳細について」により花巻市は6月・7月を除く5か月間が対象地域となりました）

対 象：旅行関連事業者のうち市内に本店または主な事業所を有する個人事業者
 申請事業者数実績：延べ485件

11月以降を対象とする国の「事業復活支援金」についても、個人事業者の申請をサポートするための窓口について、開設を検討しています。

◆花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業の期間を再延長します（観光課：41-3542）

市では、10月1日から令和4年1月10日までの期間で実施している温泉宿泊施設等利用促進事業の期間を令和4年1月31日まで延長して実施します。

【対象】 花巻市民及び岩手県民、県内でお勤めの方又はこれらの方々のグループ

団体利用の際は、15人程度までを目安

※この人数は花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業の対象となる団体の人数の目安であり、各施設がそれぞれの感染対策を踏まえた上で、この人数より多い団体を受け入れうることを市として制限するものではありません。

【期間】 令和3年10月1日（金）から令和4年1月31日（月）まで

ただし、12月29日（水）から1月3日（月）までは助成対象外

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により事業期間内でも助成事業を変更、中止、停止する場合があります

【助成額】

①日帰り入浴（1食付）助成

・温泉宿泊施設等の2,000円以上のプラン（消費税込、入湯税別）について、利用者一人当たり**1,000円**を助成

②宿泊助成（素泊まり可）

プラン（消費税込、入湯税別）	助成額（一人当）
1名当：4,000円～5,999円	2,000円
1名当：6,000円以上	3,000円

※4,000円未満（消費税込、入湯税別）の宿泊プランは対象外

【その他】

◇花巻市温泉宿泊施設等利用促進事業の中止・停止について

市は、岩手県に緊急事態宣言が発出された場合、花巻市にまん延防止等重点措置が発出された場合、または、岩手県が県独自の緊急事態宣言を発出した場合などには、事業実施の取り消しや中断することとし、以下の措置を講ずることがあります。

①助成金を活用する新規予約の停止

②既に予約済みであっても助成の対象としないこととする決定

※このことにより、予約者から宿泊又は日帰りの予約のキャンセルの申出があった場合、宿泊事業者等はキャンセル料を徴収しないで宿泊又は日帰りのキャンセルを認めることとし、そのことを宿泊事業者等が本市事業に参加する条件といたします。

◇「いわて旅応援プロジェクト」との併用について

花巻市が実施するこの宿泊助成は、花巻市内の宿泊施設で岩手県が10月1日から令和4年1月31日まで実施している「いわて旅応援プロジェクト」と併用できる場合があります。

併用できるか、またその具体の助成額やお支払い方法につきましては予約の際に宿泊施設にご確認ください。

◆はなまき暮らしの継続応援支援金（地域福祉課：内線467）

市では、都道府県社会福祉協議会が行っている「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた方の生活の安定を支援するため、令和2年度から支援金を交付していますが、社会福祉協議会が行う特例貸付の申込期限が令和3年11月30日から令和4年3月31日までに延長されたことから、本支援金の申請期間を令和4年4月30日まで延長します。

【対象者】 社会福祉協議会が行う「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付を受けた世帯で次の全てを満たす方

- ①貸付決定から本支援金交付申請時点まで、花巻市に住民登録のある方
- ②令和2年4月以降の収入（休業補償等を含む）のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある方

【交付額】 貸付利用総額の40%を交付

特例貸付区分	特例貸付上限額	支援金 交付上限額
緊急小口資金 無利子 保証人不要 償還期間 ：据置後2年以内 ※据置期間は1年以内 （但し、令和4年3月 末以前に償還時期が 到来する予定の貸付 に関しては、令和4 年3月末まで延長）	下記のいずれかに該当する世帯 <u>20万円</u> ・新型コロナウイルス感染症罹患者がいる世帯 ・要介護者がいる世帯 ・4人以上の世帯 ・小学校などの臨時休業により子どもの世話が 必要となった労働者がいる世帯 ・新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学生 等の子どもの世話が必要となった労働者がいる世帯 ・上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の 貸付が必要な世帯	8万円
	上記以外の世帯 <u>10万円</u>	
総合支援資金 無利子 保証人不要 償還期間 ：据置後10年以内 ※据置期間は1年以内 （但し、令和4年3月 末以前に償還時期が 到来する予定の貸付 に関しては、令和4 年3月末まで延長）	①2人以上の世帯 <u>月20万円</u> （原則3か月以内※）	24万円
	②単身世帯 <u>月15万円</u> （原則3か月以内※）	18万円
	※状況に応じて、さらに3か月以内での再貸付が受けられる 場合あり（要相談）《申込期限：令和3年12月末まで》	①再貸付利用の場合 48万円 ②再貸付利用の場合 36万円

※「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付に関する申込・問い合わせ先
 花巻市社会福祉協議会総合相談室：電話0198-22-6708

【申請等】 受付期間：令和4年4月30日まで
 申請方法：所定の申請書に下記書類を添付して地域福祉課に持参または郵送で提出
 ・社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が発行した貸付決定通知書の写し
 ・収入が確認できる書類（給与明細書、預金通帳、帳簿等）の写し
 ・振込口座の確認書類の写し

【実績】 ▶暮らしの継続応援支援金交付決定状況（12月20日時点）
 申請件数 174件
 交付決定済み件数 174件（交付決定額 2,026万円）

 ▶貸付利用実績（12月20日時点）
 緊急小口資金 406件（貸付利用額 6,330万円）
 総合支援資金 154件（貸付利用額 5,189万円）